○厚生労働省告示第五号

安定法施 職 業 安定 行 規 法 則 施 第 行 + 規 則 七 条 (昭 \mathcal{O} 兀 和二十二年労働省令第十二号)第十七条の 第 項 0 規定に基づき厚生労働大臣 が定め 兀 る場 第 項 合を次のように \bigcirc 規定に基づ 定 き、 る。 職業

平成二十一年一月十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

職 業 安定 法 施 行 規 則 第 + 七 条 \mathcal{O} 匹 第 項 \mathcal{O} 規 定に 基 空づき厚: 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 場 合

職

業

安定

法

施

行

規

則

第

+

七

条

 \mathcal{O}

兀

第

項

 \mathcal{O}

厚

生

労

分働大臣

が

?定め

る場

一合は、

同

令第三十五

条

第三

項

 \mathcal{O}

す

規定に る旨 \mathcal{O} 通 ょ ŋ 知 報 \mathcal{O} 告され 内 容 が た 同 次 条第二 \mathcal{O} ١ ر ず 項 れ か (第二号に係る部 に 該当す る場合とする。 分に限る。 \mathcal{O} 規定による取 り消 又 は 撤 口

- 一 二年度以上連続して行われたもの
- 学卒者の安定し 項 \mathcal{O} 同 規 定 年 に 度 ょ 内 り 12 た 報告され お 雇 1 用 て + を 確保 た 名 取 以 消 するため 上 \mathcal{O} L 又 者 は に 0 撤 対 措 して 口 置を 。 以 行 講じ、 わ 下 れ 内内 た これ 定取 ŧ \mathcal{O} . ら 消し」 (職業· の者の安定し 安定法: とい う。 施 た雇 行 \mathcal{O} 規 用 則 対 第三十 を速 象とな B つ か 五. に 条 た 第三 新 確 保 規
- み、 生 事 産 業 量 活 そ 動 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 縮 事 業 小 を 活 余儀なくされて 動 を 示 す最 近 \mathcal{O} 7 指 るも 標 0 雇 とは 用 者 明 数 5 そ か \mathcal{O} に 他 認 雇 \Diamond 用 5 量 れ を ない 示 す ときに、 最 近 \mathcal{O} 指 標 行 わ 等 れ に た カ Ł ん \mathcal{O} が

L

た場合

を除

前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する事実が確認されたもの

1 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、 内定取消しを行わざるを得ない理由につい

て十分な説明を行わなかったとき。

口 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。